

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第43号

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている市民を支援するとともに、市内における消費を喚起し地域経済の活性化に資するため、鴨川市商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に要する経費について予算の範囲内において交付する鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「プレミアム商品券」とは、物価高騰の影響を受けている市民を支援するとともに、市内における消費を喚起するために発行する商品券であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1枚当たりの額面が1,000円であること。
- (2) 12枚を1単位（12,000円相当分）として販売し、その販売額が10,000円であること。

(補助対象者)

第3条 補助金は、鴨川市商工会に対して交付するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるプレミアム商品券発行事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める日までに鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第7条 規則第8条の規定により申請事項の変更の承認を得ようとするときは、鴨川市プレミアム商品券発行事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に第5条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、鴨川市プレミアム商品券発行事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和6年12月28日のいずれか早い日までに、鴨川市プレミアム商品券発行事業実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の実施及びその経理に関する帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係帳簿等の提出)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して前条第1項の帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった補助金については、第9条、第11条及び第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
プレミアム経費	現に使用され、換金されたプレミアム商品券の額面の総額からプレミアム商品券の販売総額を差し引いた額	現に使用され、換金されたプレミアム商品券の枚数に1,000円を乗じて得た額からプレミアム商品券の販売総額を差し引いた額
事務経費	次に掲げる経費 (1) プレミアム商品券発行事業の	左欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額以内の

	<p>実施に係る人件費</p> <p>(2) プレミアム商品券の印刷に要する経費</p> <p>(3) プレミアム商品券の使用が可能な事業者の募集及び登録に要する経費</p> <p>(4) プレミアム商品券の販売に要する経費</p> <p>(5) プレミアム商品券による取引を行った事業者に対し金融機関から換金相当額を振り込む際に要する手数料</p> <p>(6) その他市長が必要と認める経費</p>	<p>額</p>
--	---	----------

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別 記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 所在地
名称
代表者名

㊟

年度鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった 年度鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
交付条件
- 2 不交付
理由

第3号様式（第7条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 所在地

名称

代表者名

⑨

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業
について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鴨川市補助金等交付規則第
8条の規定により、申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第4号様式（第7条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので、鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 決定の内容

(2) 交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円
	差額	金	円

2 不承認

理由

第5号様式（第8条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業実績報告書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

報告者 所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助
事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第9条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

請求者 所在地
名称
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第
15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第7号様式（第10条関係）

鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

請求者 所在地
名称
代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった 年
度鴨川市プレミアム商品券発行事業補助金について、鴨川市補助金等交付規則第16
条第2項の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		